

各 位

2018年12月
きのくに信用金庫

外貨両替に関するお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

きのくに信用金庫は、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリングに対応するため、平成31年1月4日（金）より下記の通りのお取扱いとさせていただきます。

お客さまにおかれましては、この点をご理解いただき、下記記載の事項についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) ※外貨両替代り金が金額にかかわらず現金の場合、および口座からのお振替でも200万円相当額を超える場合は、お客さまの本人確認書類のご提示をお願い致します。

※外貨両替代り金とは、

外貨両替取引において、その相手となる資金をいいます。

《例①》お客さまが日本円を米ドル現金へ両替される場合、ご持参された日本円

《例②》お客さまが米ドル現金を日本円に両替される場合、お渡しする日本円

- (2) お客さまの職業、事業内容や国籍等を確認させていただく場合がございます。
- (3) 外貨両替の資金原資に関し、その内容を証明する書類（他行通帳、給与証明等）を確認させていただく場合がございます。
- (4) お客さまよりお伺いした内容やご提出いただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。
- (5) 当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、当金庫の判断により当該お取引の受付をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承下さい。

以上